

パートナーシップ宣誓

ガイドブック

パートナーシップ宣誓の手続きについて



枚方市

令和6年（2024年）4月改訂

もくじ

1. パートナーシップ宣誓を考えている方へ	1
2. パートナーシップ宣誓ができる方	2
3. パートナーシップ宣誓の手続きの流れ	3
4. パートナーシップ宣誓に必要な書類	5
5. 再交付・返還について	6
6. 他自治体へ引っ越す場合（自治体間の連携について）	7
6-1. 交野市との転入出の場合	8
6-2. 連携している自治体間の転入出の場合	9
7. よくある質問	11
8. 参考資料	15



Ⅰ パートナーシップ宣誓を考えている方へ

枚方市パートナーシップ宣誓制度について

この制度は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証（カード）を交付するものです。

パートナーシップ宣誓をすることで、法律上の効果（婚姻、親族としての関係性の形成、相続、税法上における控除等）が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを行政が尊重することに大きな意義があると考えています。

人権尊重都市宣言を行っている本市として、性的マイノリティ支援事業に取り組むことにより、当事者だけでなく市民誰もが性の多様性を認め合い、いきいきと暮らすことのできる人権尊重のまちづくりを一層推進するものです。

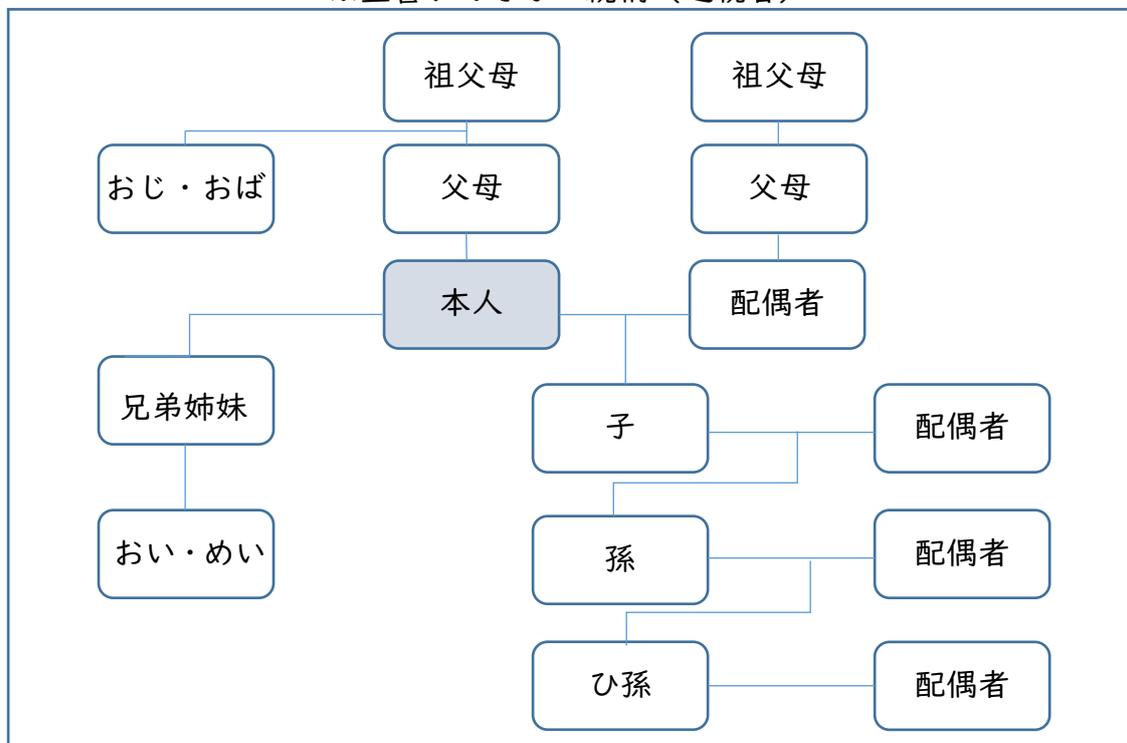
2 パートナーシップ宣誓ができる方

次の要件をすべて満たしている必要があります。必要書類は5ページ参照。

- ①成年に達していること
- ②少なくともいずれか一方が市民であること、又は市内への転入を予定していること
- ③他の人と法律上の婚姻関係にないこと
- ④他の人とパートナーシップの宣誓を行っていないこと
- ⑤宣誓者同士の関係が近親者でないこと

※民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。

※宣誓ができない続柄（近親者）



3 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ

① 事前予約

宣誓したい日時までに事前に電話かメールで連絡してください。

連絡先 枚方市人権政策課

電話 072-841-1424 FAX 072-841-1700

メール jinken@city.hirakata.osaka.jp

予約の連絡をいただいた後、職員から「宣誓日時、場所、必要書類（5ページ参照）等」の調整、確認のために連絡します。

宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

※ 宣誓できる日時：平日9時～16時30分

② パートナーシップの宣誓

予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。

- 宣誓には、職員が立ち会います。お二人で、「パートナーシップ宣誓書」に署名し、職員に提出してください。
- 職員が、本人であることを確認の上、提出書類の内容に不備がないか、宣誓の対象となる要件を満たしているかを確認します。

※ 書類に不備や不足がある場合は、改めて宣誓日を調整します。

※ 提出書類の記載内容等の個人情報厳重に守ります。

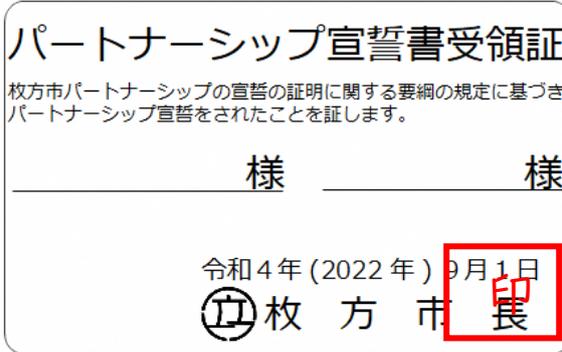
③ パートナーシップ宣誓書受領証の交付

要件を満たしている場合、即日交付します。

- パートナーシップ宣誓書の写しもお渡しします。

< パートナーシップ宣誓書受領証（カード） >

表面（3種類あります。好きな柄を選んでください。）



3種類から選べます。
縦54mm、横86mm

裏面

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、枚方市として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいきいきと輝き活躍されることを期待するものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項 _____

4 パートナーシップ宣誓に必要な書類

①パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- 宣誓日に窓口で記入してください。Webページからダウンロードして事前に記入することもできます。
- 宣誓書に自署することができない場合は、他の人に代筆してもらうことができます。

②住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

- 本籍地及び続柄、マイナンバーの記載は不要です。
- 同一世帯の場合は、お二人の記載のあるものを1通のみで構いません。現住所地在記載されたマイナンバーカードの提示でも代用できます。
- 市内に住所を有していないときは、少なくともいずれか一方が市内への転入を予定していることが分かる資料（賃貸借契約書、転出証明書など）が必要です。

③独身であることを証明する書類（3か月以内に発行されたもの）

- 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は独身証明書を提出してください。
※戸籍抄本、独身証明書は本籍地でしか発行できません。
- 外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる書面（婚姻要件具備証明書等）に、日本語の翻訳（訳者を明らかにしてください）を添えて提出してください。

④本人であることを確認できる書類

- 氏名、生年月日を確認できる次の書類が必要です。
 - ・官公署が発行した本人の顔写真が添付された書類の場合…1点
例：マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カードなど

又は

- ・顔写真がない書類の場合…2点
例：年金手帳、年金証書、健康保険証など

参考：法務省Webページ(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>)

⑤通称名を確認できる書類（※通称名を希望される方のみ）

- 通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物や社員証、学生証など）が必要です。

5 再交付・返還について

パートナーシップ宣誓書受領証の再交付、返還の場合も、来所される日を事前に電話又はFAX、メールで予約してください。いずれの場合も本人であることを確認できる書類を持ってお越しください。

① パートナーシップ宣誓書受領証の再交付

紛失や毀損、氏名変更などのやむを得ない事情がある場合、宣誓日から10年以内であれば再交付できます。パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号）を提出してください。

- ※ 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証は返還してください。
- ※ 氏名を変更された場合は、変更されたことが確認できる書類を添付してください。
- ※ 市内での住所変更の場合、再交付の手続きは不要です。

② パートナーシップ宣誓書受領証の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお二人又はお一人がパートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第4号）を提出するとともに宣誓書受領証を返還してください。

- パートナーシップを解消したとき
- お二人が枚方市外に転出したとき
(※ 大阪府内の自治体へ転出し、引き続きパートナーシップ宣誓書受領証を利用したい場合を除く。(詳しくは7～10ページ参照))
- そのほか宣誓の要件(2ページ参照)に該当しなくなったとき

6 他自治体へ引っ越す場合（自治体間の連携について）

パートナーシップ宣誓制度は自治体ごとの制度であるため、枚方市から他の市町村へ転出する場合にはパートナーシップ宣誓書受領証を返還していただきますが、同様の制度を実施している自治体と協定を締結し、転入・転出に伴う手続きの負担軽減に努めています。なお、利用できる市の制度は居住市のものに限ります。

令和6年4月1日現在、以下の自治体と協定を締結しています。

- ① パートナーシップ宣誓制度都市間相互利用協定
交野市

- ② パートナーシップ宣誓制度自治体間連携
大阪府 大阪府 大阪府 堺市 池田市 吹田市 貝塚市
枚方市 茨木市 泉佐野市 富田林市 松原市
大東市
京都府 京都市 福知山市 綾部市 亀岡市 向日市
長岡京市 南丹市 大山崎町
兵庫県 兵庫県 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市
川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 淡路市
猪名川町

①と②の協定について

① パートナーシップ宣誓制度都市間相互利用協定

現在お持ちのパートナーシップ宣誓書受領証は転出先自治体でも利用できます。

転出前に枚方市で継続申請をしてください。（8ページ参照）
協定締結自治体から枚方市へ転入する場合も同様です。

② パートナーシップ宣誓制度自治体間連携協定

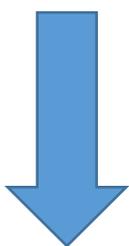
現在お持ちのパートナーシップ宣誓書受領証は転出先自治体では利用できません。転出先で新たに発行します。

手続きに必要な書類のうち、独身であることを証明する書類の提出が省略できます。現在お持ちのパートナーシップ宣誓書受領証は返還不要です。
協定締結自治体から枚方市へ転入する場合も同様です。（9ページ参照）

6-1 交野市との転入出の場合

枚方市から交野市へ転出する場合

① 転出前に枚方市へ継続申請（来所又は郵送）



手続きには次の書類が必要です。

- 宣誓書受領証継続利用申請書（様式第5号）
- 2名分のパートナーシップ宣誓書受領証（郵送申請の場合は写し）
- 2名分の本人確認書類（5ページ④参照）（郵送申請の場合は写し）

② 交野市が完了証明を送付

転出先自治体から転出先住所へ完了通知及び受領証裏面に貼るためのシールが届きますので、裏面に貼ってください。

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、枚方市として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいいきと輝き活躍されることを期待するものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

パートナーシップ宣誓書受領証相互利用手続き済み
令和4年(2022年)4月1日

印
交野市

交野市から枚方市へ転入する場合

転入前に交野市で上記と同様の手続きをしてください。

6-2 連携している自治体間の転入出の場合

枚方市へ転入する場合

以下の手続きによりパートナーシップ宣誓関係の継続の申告をすることにより、枚方市のパートナーシップ宣誓書受領証を交付します（改めてパートナーシップ宣誓をする必要はありません）。手続きは来所又は郵送で受け付けます。

① 要件確認



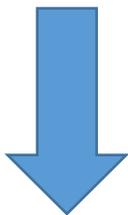
- 2ページに記載している要件をすべて満たしているかを確認してください。
- 枚方市の要件に当てはまらない場合でも大阪府の制度でパートナーシップ宣誓ができる場合があります。詳しくは、大阪府人権局（06-6210-9281）へお問い合わせください。

② 事前連絡



- 申告は来所又は郵送でできますが、どちらの場合にも事前連絡が必要です。
- 事前連絡は枚方市人権政策課にしてください。
- 来所して手続きをする場合には来所日時の予約をとってください。

③ 必要書類の提出



- 申告に必要な書類は10ページを参照してください。
- 郵送で手続きをする場合には枚方市人権政策課へ必要書類一式を送付してください。郵便事故による責任は負えませんので心配な方は配達記録などを利用してください。

④ パートナーシップ宣誓書受領証の交付

必要書類について

①パートナーシップ宣誓申告書兼交付申請書（様式第6号）

- 窓口で記入してください。Webページからダウンロードして事前に記入することもできます。
- 自署することができない場合は、他の人に代筆してもらうことができます。

②住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

詳しくは5ページを参照してください。郵送申請の場合は写しを提出。

③現在お持ちのパートナーシップ宣誓書受領証

- お二人分のパートナーシップ宣誓書受領証が必要です。

④本人であることを確認できる書類

詳しくは5ページを参照してください。郵送申請の場合は写しを提出。

⑤通称名を確認できる書類（※通称名を希望される方のみ）

- 通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物や社員証・学生証など）が必要です。郵送申請の場合は写しを提出。

⑥返信用封筒及び切手（460円分）（※郵送申請の場合のみ）

- 郵便事故を防ぐため簡易書留で送ります。

申告に係る注意事項

枚方市から転入前の地方公共団体に対し、「申告に基づき受領証等を交付した事実と申告に係る事項」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができません。この場合には新たにパートナーシップ宣誓をしていただくこととなりますのでご了承ください。

枚方市から転出する場合

枚方市で必要な手続きはありません。転出先の自治体で手続きをしてください。

7 よくある質問

枚方市パートナーシップ宣誓制度について

Q. 枚方市パートナーシップ宣誓制度は婚姻制度とどう違うのですか？

婚姻では民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や親族の扶養義務等さまざまな権利・義務が発生しますが、本制度は枚方市の要綱に基づいて実施するため法的効力はありません。また、パートナーシップ宣誓をしたことにより戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q. 法的な効力がないのにどうして証明をするのですか？

この制度は、婚姻や家族関係に準ずる生活を送ることを宣誓されたお二人のパートナーシップを行政が尊重することにより大きな意義があると考えています。

Q. パートナーシップ宣誓書受領証は何に利用できるのですか？

市営住宅、府営住宅、枚方市新婚等生活支援事業、枚方市若者世代空き家活用補助金の申請などの時に、お二人が宣誓したパートナーであることを示すために使用することができます。

なお、本市職員については、結婚休暇等の取得、結婚祝い金の支給の申請の時に活用できます。

Q. 通称名は使用できますか？

性別違和など特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物や社員証・学生証など）を持参してください。なお、パートナーシップ宣誓書受領証の裏面には戸籍上の氏名を記載します。

パートナーシップ宣誓できる要件について

Q. パートナーシップ宣誓は同性カップルしかできませんか？

宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。例えば、双方又は一方がトランスジェンダーである戸籍上の異性カップルや、バイセクシュアルの戸籍上の異性カップルなども、宣誓の要件を満たしていれば宣誓することができます。詳しくはお問い合わせください。

Q. パートナーと同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありません。
ただし、お互いを人生のパートナーとして、日常の生活において互いに責任をもって協力し合う関係であることが必要です。

Q. パートナー宣誓できない「近親者」とは具体的にどの範囲ですか？

- 直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第734条）
祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族の間（民法第735条）
子・孫・ひ孫の配偶者、配偶者の父母・祖父母

詳しくは2ページを参照してください。

Q. パートナーと養子縁組をしている場合でもパートナー宣誓できますか？

宣誓者同士の関係が養子と養親の関係にある場合にはパートナー宣誓はできません。養子縁組を解消した場合にはできます。

Q. どうして養子縁組をしているとパートナー宣誓ができないのですか？

パートナーシップはカップルが相互協力、費用分担等を誓約するもので、婚姻をすることができない方は対象としていません。ただし、パートナーシップ宣誓制度が無い状況でやむを得ず養子縁組を行う方もいることから、関係の重複を避けるため、養子縁組を解消した場合に限って、パートナーシップ宣誓を認めることとしています。

パートナーシップ宣誓の手続きについて

Q. 費用はかかりますか？

費用は無料です。ただし、宣誓に必要な書類の発行手数料等は自己負担となります。

Q. 代理人や郵送でパートナーシップ宣誓はできますか？

代理人や郵送による宣誓はできません。職員の立会いの下、本人であることを確認の上、宣誓していただきます。病気等の事情のため、お二人で窓口にお越しになることが難しい場合はご相談ください。

ただし、枚方市と自治体間連携している自治体で既にパートナーシップ宣誓書受領証を交付されている場合は、郵送による手続きが可能です。（※ 7～10ページを参照）

Q. パートナーシップ宣誓書受領証はすぐに発行されますか？

提出された書類等に不備がなく、要件を満たしている場合は、原則、即日交付します。なお、受付から交付までに約1時間程度を要しますのでご了承ください。

Q. パートナーシップ宣誓時の住所から転居する場合、手続きは必要ですか？

転出により、「双方が枚方市民でなくなる」場合は、パートナーシップ宣誓書受領証をパートナーシップ宣誓書受領証返還届とともに返還してください。（※ 返還の手続きに関しては、6ページを参照）

ただし、枚方市と自治体間連携している自治体へ転出し引き続きパートナーシップ宣誓書受領証の利用を希望する場合には返還は不要です。（7～10ページ参照）

Q. 枚方市と協定を締結している自治体から転入前に申告できますか？

連携している自治体から枚方市へ転入しパートナーシップ関係の継続の申告を予定している方は転入前でも手続きができます。申告時に転入を予定していることが判る書類（賃貸借契約書、転出証明書等）が必要です。

Q. なぜ郵送による申告の場合にも事前に連絡が必要なのですか？

書類の不備等が生じないように、事前に必要書類等の調整、確認をさせていただくことで手続きをスムーズに行えると考えています。

枚方市パートナーシップ宣誓ガイドブック

平成31年（2019年）4月発行 令和6年（2024年）4月改訂

枚方市市長公室人権政策課

TEL 072-841-1424 FAX 072-841-1700

E-mail jinken@city.hirakata.osaka.jp